

令5産政第379-1号  
令和6年(2024年)3月29日

関係各位

山口県産業労働部長

電気工事業法・電気工事士法申請・届出等の手引きの改正について（通知）

本県の電気保安行政の推進につきましては、平素から格別の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、これまで令和5年9月に一部改正・配布した「電気工事業法・電気工事士法 申請・届出等の手引き」に基づき、電気工事に係る各種手続を行ってきたところですが、令和6年4月1日から電気工事士免状交付等事務を山口県電気工事工業組合に委託することとなりました。

については、別添「『電気工事業法・電気工事士法 申請・届出等の手引き』の改定部分」をご確認いただきますとともに、関係者に対する手引き改定の周知につきまして御配慮をお願いします。また、本手引きを山口県産業政策課のホームページに掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください。

産業政策課  
産業資源班  
担当：富永  
TEL 083-933-3155  
FAX 083-933-3139